

2015 August No.511

contents

- ▶特集 地域とつながる北小  
～交通安全子供自転車大会～ ..... 2
- ▶社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉が  
はじまるとどうなるの? ..... 4
- ▶みんなのひろば① ..... 6
- ▶点描・町長の動き ..... 7
- ▶役場からのお知らせ ..... 8
- ▶読書の森 ..... 12
- ▶健康情報 ..... 13
- ▶暮らしの情報 ..... 14
- ▶みんなのひろば② ..... 16



特集

地域とつながる北小～交通安全子供自転車大会～



第50回交通安全子供自転車福岡県大会に出場した北小6年の松本結依菜さん、日高沙羅さん、衛藤魁星さん、高橋美遥さんと交通安全協会の荒川庄一郎さん、北小・宮本厚子校長(左から並び順)

関連記事▷2・3ページ



## 交通安全子供自転車大会 への出場

北小6年の松本結依菜さん、日高沙羅さん、衛藤魁星さん、高橋美遙さんが、第50回交通安全子供自転車筑豊大会に出場、見事北九州・筑豊ブロックで6位入賞を果たし、7月12日福岡県大会に出場しました。

この大会は、交通安全教育の一環として、自転車競技を通して自転車の安全走行に関する知識と技能の習得を図り、交通事故を防止する目的で、県交通安全協会と県警が主催しているものです。

この大会に北小が出場するのは、9年ぶり。9年前、第41回大会に当時の北小児童が出場し、県大会で入賞した実績があります。当時競技指導をし、現在

は校区防犯推進会長および交通安全協会副会長を務める荒川庄一郎さんが、本年度の校長会で自転車大会への参加を各小学校に呼びかけたことがきっかけで、今大会に出場することになりました。

今大会の代表を務める松本結依菜さんほか3人のメンバーは、自主的に大会への挑戦を決意。荒川さん、そして交通安全協会の高橋幸雄さんのご指導のもと、習い事や地域行事と掛け持ちしながら中休み、昼休み、放課後、家庭での時間を使って練習をしました。コースが設置してある他の小学校へ練習にも行きました。大会本番まで毎日体育館には「前方よし！右よし！左よし！後方よし！」と安全確認する子どもたちの声が響きました。



荒川庄一郎さん



高橋幸雄さん



交通安全指導に関わる方々

地域 × 北小

## 交通安全に対する取り組み

町内各学校では、子どもたちの安全な登下校を地域ぐるみで見守る防犯パトロール活動が行われています。

北小校区では、各区代表(自治会長、公民館長、老人会長)、交通安全協会、北校区防犯推進委員会、PTA役員および地区委員、警察関係者、学校職員で組織された「子ども110番の家推進会議」が設置され、日々安全指導に取り組んでいます。その功績は、交通事故をなくす福岡県民運動本部(福岡県、福岡県警察、福岡県交通安全協会ほか)からも評価され、北小は本年度、学童交通安全運動実践優秀校として表彰されました。

今回大会出場にあたり、子どもたちの指導を行った荒川庄一郎さんと高橋幸雄さんは、ご厚意で毎日昼休みと放課後に北小体育館に足を運びました。そして、合図の出し方や声の大きさ、運転のコツなど細かいところまで指導しました。荒川さんは「こういった行事に参加することで子どもたちと顔見知りになり、日頃の安全指導にも取り組みやすくなる」と話します。高橋さんも「毎日昼休みと放課後。体力的にきついけど、これもすべて子どもたちのため。」と必死の様子でした。そのほかにも交通安全協会のメンバーや直方警察署の方々が練習に駆けつけ、子どもたちの様子を見守りました。

このような取り組みが子どもたちとの信頼関係を築き、地域ぐるみの見守り活動に生かされています。

◁中間市で行われた表彰式の様子





①おそろいで着たTシャツには、宮本校長がデザインしたオリジナルのバックプリントが。②③④⑤真剣な表情で競技するメンバー(②日高沙羅さん③松本結依菜さん、④高橋美遥さん⑤衛藤魁星さん)

北小代表として自転車大会に出場した4人のメンバー。毎日必死に練習を頑張りました！



松本結依菜さん  
Yuina Matsumoto



日高沙羅さん  
Sara Hitaka



衛藤魁星さん  
Kaisei Etou



高橋美遥さん  
Minaru Takahashi



## 力を出し切った県大会

自転車大会の競技は、学科テストおよび実技(安全走行・技能走行)により行われ、県交通安全協会および県警職員が務める審判によって採点されます。学科テストは、交通規則、道路標識・標示および自転車の安全な乗り方についての筆記テストです。実技は発進から下車までの、交差点右左折時の合図、踏切での走行など基本的なものから、遅のり走行、S字走行、シグザグ走行、8の字走行、デコボコ道走行、2枚の板のり走行など応用的なものまで、まるで自動車運転免許試験を思わせる内容となっています。出場メンバーは1チーム4人。1人ずつ実技を行い減点方式で

採点され、4人の合計点で順位が決定されます。  
迎えた本番当日の7月12日。嘉穂総合体育館に県内各地区ブロック代表30校が集まり、会場は緊張の雰囲気包まれました。午前中に学科テストおよび実技(安全走行)、午後から実技(技能走行)が行われました。午前中が終わった時点で出場メンバー4人に話を聞くと、「難しかったです」(松本結依菜さん)、「ちょっとダメでした」(日高沙羅さん)、「緊張しました」(衛藤魁星さん)、「全力は出したつもりだけど、ちょっと失敗しました」(高橋美遥さん)と、緊張のせいか発言こそ弱気な4人でしたが、審判が真横で厳しくチェックする中、全力を出し切ることができました。

無事に大会を終え、結果は30チーム中8位。他の地区では学校にコースが設置されているところもあり、北小の練習環境は決して恵まれていたわけではなかったのだ、思わぬ好成績に関係者から大絶賛されました。惜しくも入賞は逃したものの、はきはきとした声でありさつしたり安全確認をしたりする姿、緊張し手が震えながらも丁寧に走行する姿は、とても誇らしかったです。  
しかし、この大会の本来の目的は、日頃から交通ルールを守り、安全な自転車走行ができるようになること。大会のための練習ではなく、日頃の実践があつてこそ、この大会に出場したことが大きな意味を持ちます。

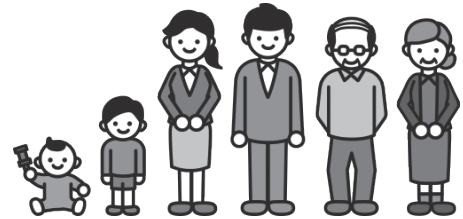


# 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉が、はじまるとどうなるの？

## (1) マイナンバーとは、何のこと？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

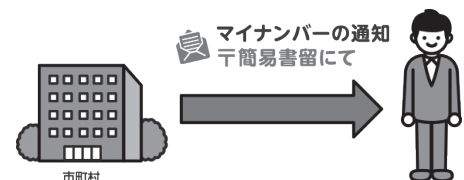
マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏れいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。



## (3) 自分のマイナンバーは、どう知るの？

平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。

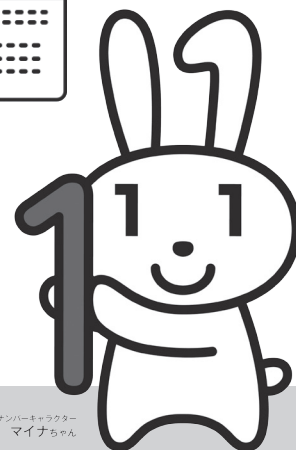
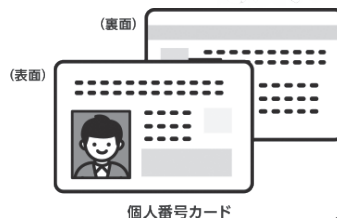
市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある人は対象となります。住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、お住まいの市町村に住民票を移してください。



## (4) 「個人番号カード」とは何のこと？

マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書やさまざまなサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。

個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。



平成27年  
10月 から  
マイナンバーを  
一人ひとりに  
お届けします！

## (2) どうしてマイナンバーが必要なの？

マイナンバー制度には「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。

### 1. 行政の効率化



行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

### 2. 国民の利便性の向上



添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができます。

### 3. 公平・公正な社会の実現



所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。

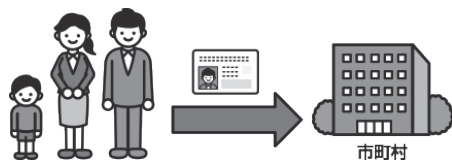
●e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

●図書館利用や印鑑登録など、地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できます。

●既にお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



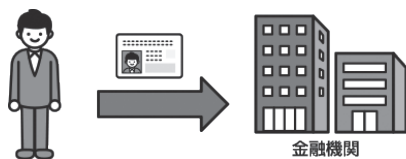
例えば、次のような場面で使います。



毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。

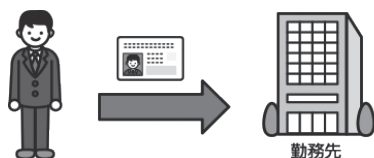


厚生年金の請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します。



法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出します。

証券会社や保険会社は、顧客のマイナンバーおよび提出者のマイナンバーまたは法人番号を法定調書に記載して税務署に提出します。



源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。

勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバーおよび提出者のマイナンバーまたは法人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出します。

※国民の皆さんは、法令で定められた手続きのために、行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続にしか使えません。※社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付
- ・生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など



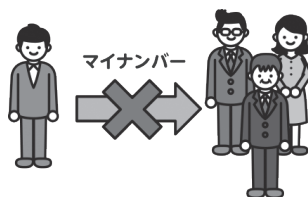
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

(5) マイナンバーが必要なのは、いつ？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象になります。



(7) マイナンバーの取り扱いの注意点は？

自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのか確認できません。行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます。行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

※マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)の機能の詳細は検討中です。

マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)イメージ▶



(6) インターネットから閲覧できるの？

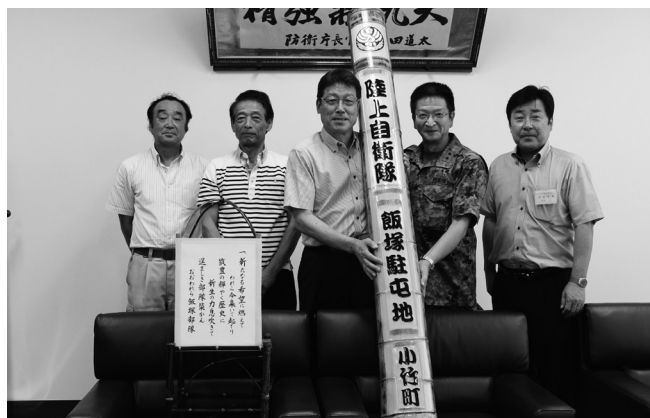
平成29年1月からマイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)で、個人情報のやりとりの記録が確認できるようになります。

あなたにも、マイナンバー。はじまります。



## ◎ありのままの自分で生きられる社会に

7月の同和問題啓発強調月間に合わせて、7月9日に平成27年度人権講演会を行いました。今回はNPO法人「LGBTの家族と友人をつなぐ会」理事の中島みつこさんを講師にお迎えし、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の人権について考えました。中島さんは「ありのままの自分が受け入れられる社会の実現のため、身近な問題としてとらえてほしい」と話しました。参加者からは、「今まであまり知らなかったが、今後さらに理解を深めたい」などの感想が聞かれ、大変有意義な時間となりました。



## ◎飯塚駐屯地に竹細工を寄贈

地域指導員の田代博昭さんが、小竹町の特産品である竹を使った手作りの竹灯籠を自衛隊飯塚駐屯地に寄贈するため、7月13日、町長とともに飯塚駐屯地を訪問しました。作成に2か月を要したという田代さんの力作に、飯塚駐屯地の星指隆司令は「小竹のシンボルになるような、形あるものをいただき、ありがたい。駐屯地にはいろんなかたが訪れるので、少しでも小竹町をアピールできれば」と話しました。

## ◎人権擁護委員に再任されました

國房稔代さん(中央区)が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。委嘱期間は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんの人権が侵害されないように常に注意を払っています。日常生活の中で何か困ったことがあれば気軽にご相談ください。



## ◎あまくておいしいブルーベリー

山の里自然農園内のブルーベリー園が6月中旬に開園し、6月23・24日にこども園の3・4・5歳の園児が招待されました。4・5歳の子どもたちは、大きく育ったブルーベリーを口いっぱいにはお張りながら「大きくてあまい!」と大喜びでした。今年は12種類のブルーベリーが成熟し、ブルーベリーを育てた宮崎一雄さんは「いい感じに実った」と満足げな様子で話しました。ブルーベリー園は8月中旬まで営業予定です。まだ訪れていない人は、ぜひ、お急ぎください!





## 町長の動き

— 6月21日から7月20日まで —

|       |                                                  |                              |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------|
| 6月22日 | 遠賀川中流流域下水道首長会議<br>町商工会 来庁                        | 直方市役所<br>町長室                 |
| 6月23日 | (株)平成筑豊鉄道 株主総会                                   | 田川市民会館                       |
| 6月24日 | 自衛官候補生修了式<br>第152回共済組合同会                         | 飯塚駐屯地<br>西鉄グランドホテル           |
| 6月25日 | 日本水道協会第86回総会(～26日まで)                             | 東京都                          |
| 6月27日 | 町老人会レクリエーション大会                                   | 町民体育館                        |
| 6月28日 | 兵士・庶民の戦争資料館 再開館18周年記念<br>彼我戦争犠牲者追悼法要式典<br>郡民体育大会 | 兵士・庶民の戦争資料館<br>(御徳)<br>町民体育館 |
| 6月29日 | 総合教育会議                                           | 中央公民館                        |
| 6月30日 | 鞍手地区行政人権・同和对策推進協議会総会                             | 直方総合庁舎                       |
| 7月1日  | 庁義<br>小竹こども園七夕飾り                                 | 庁内会議室<br>役場玄関前               |
| 7月2日  | 全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会<br>合同定期総会(～3日まで)           | 東京都                          |
| 7月6日  | 原水禁実行委員会 来庁<br>西田人権擁護委員 受賞報告                     | 町長室                          |
| 7月7日  | 県町村会理事会                                          | 自治会館                         |
| 7月9日  | 人権講演会                                            | 中央公民館                        |
| 7月13日 | 自衛隊飯塚駐屯地へ竹細工贈呈                                   | 飯塚駐屯地                        |
| 7月15日 | 九州治水期成同盟連合会第1回要望<br>(～16日まで)                     | 国土交通省                        |
| 7月17日 | 県介護保険広域連合鞍手支部運営委員会                               | 宮若市議会                        |
| 7月18日 | 原水爆禁止 2015年国民平和大行進                               | 役場前                          |
| 7月19日 | 自由民主党宮若・鞍手郡連合支部小竹分会総会                            | 直方いこいの村                      |

町 長 コ ラ ム

## 点描

戦後70年。今年も暑い夏を迎える。2年前の「沖繩慰霊の日」追悼式で朗読した当時小1の安里有生(あさとゆうき)君の自作の詩が思い出される。「平和って何かな。僕は考えたよ。お友達と仲良し。家族が元気。笑顔で遊ぶ。猫が笑う。おなかがいっぱい」。学校までの15分の道を歩く、その道端に大人のいう平和があると安里君は

気づいた。当時、この朗読に感動の声が上がった。平成27年度まちづくり事業として、来訪者のおもてなしの気持ち伝える活動をめざす御徳1区自治会。地域でいきいきと生活できる拠点づくりをめざす栄町区自治会。それぞれの事業が提案され、審査会は採択した。今後、町のすべての自治会の特色ある取り組みに期待し、暮らし

を支える活発な自治会活動によって平和な共生社会が生まれ、大切に育てられることを願う。「平和は空気が水と同じ。一度汚染されたら元に戻すのは難しい。戦争をしていないときこそ平和を作ることが大切。」と広島で被爆体験を語り続けてきた沼田鈴子さんの言葉を大切にしたい。今年の「沖繩慰霊の日」追悼式では高3の知念

捷(ちねんまさる)君が「戦争の恐ろしさを知らぬ私に、私は問う。恐ろしさを知らぬ自分を恐れよ」と自作詩を朗読した。あまたの政治家に響いたであろうか。むろん私自身にもである。

小竹町長

松尾勝徳

### 小竹旬句会

ポストまで五十数歩の古日傘

阿部天風 選

七夕や老の願いはみな同じ

豊崎 民恵

道問えば日傘に入れて教えられ

尾上 礼子

サングラス掛けてイケメン出来上り

時川寿美子

マネキンの裸像は静か夏装う

門田 睦子

### 小竹同人句会

打ちとけて嫁の言葉の涼しさよ

小嶋 亮子

各駅に涼み台あり憩ひけり

阿部天風 選

紫の薩摩切子や冷酒酌む

原賀 静子

亡き夫の麦稈帽子追肥撒く

松尾 治子

はたた神手をつなぎ来る日本海

松尾清一郎



## 平成27年8月3日(月)から 臨時福祉給付金の申請が始まります

問い合わせ▶福祉課一般福祉係 ☎ 2・1219

### ■ 臨時福祉給付金の申請が始まります

消費税率の引き上げに際し、所得の低い人への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

◆支給額 1人につき6,000円

◆対象者 住民税が課税されていない人

(※)対象外の人

- ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(扶養されている人)
- ・生活保護の受給者 など

※対象となる可能性がある人には、申請書一式を郵送済みです。同封の返信用封筒に必要書類を入れ、ポストに投函してください。

(窓口で申請する場合は、申請受付会場地図をご確認ください。→)

(注)申請書一式が届いた人全員が対象となるとは限りません。

※詳しくは、小竹町から郵送された「お知らせします。2つの給付金(平成27年度)」チラシおよび同封の「臨時福祉給付金の申請に必要なもの」または小竹町ウェブサイト(<http://town.kotake.lg.jp>)でご確認ください。

### ■ もう手続きはお済みですか？

もう一つの給付金、子育て世帯臨時特例給付金については、現在申請受付中です。 ※12月1日(火)まで

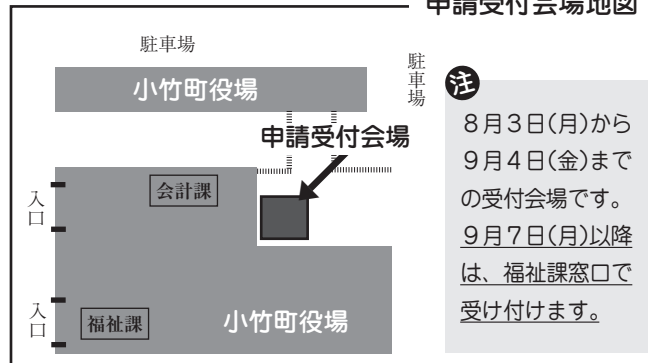
◆支給額 1人につき3,000円

◆対象者 中学生以下の児童がいる子育て世帯

※対象となる可能性がある人には、5月下旬に申請書一式を郵送しています。

※公務員の人は、勤務先で申請書が発行されます。基準日(平成27年5月31日)時点で住民票がある市町村に提出してください。

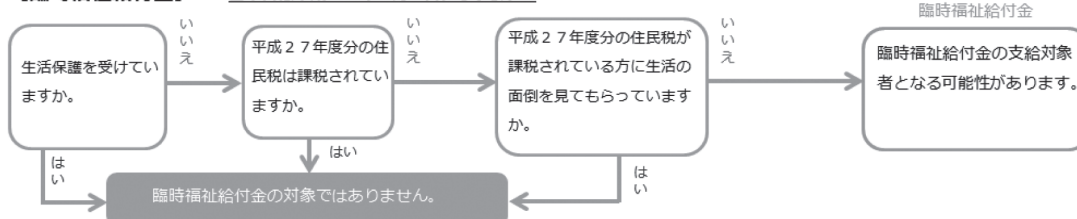
### 申請受付会場地図



### 対象者診断チャート

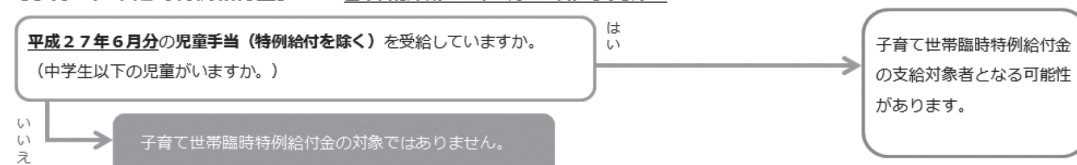
#### 【臨時福祉給付金】

基準日は平成27年1月1日になります。



#### 【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日は平成27年5月31日になります。



※2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要になります。(両給付金ともに、平成27年10月から支払い予定です。)

注

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！  
あやしいと思ったら…  
役場福祉課 ☎ 2・1219  
最寄りの警察署  
警察相談専用電話 ☎ #9110



※当チャートは、あくまで一般的な場合を想定しています。

平成27年度は、上のチャートの両方に該当する方は、両方の給付金の支給対象者となる可能性があります。





## 国民年金保険料の後納制度について

問い合わせ▶国民年金保険料専用ダイヤル☎0570・011・050

国民年金保険料は、納付期限より2年間を経過した場合、時効によって納付することができませんが、平成24年10月1日から3年間に限り、後納制度として過去10年間の納め忘れた保険料については、厚生労働大臣の認可を受けた上で時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能となりました。

後納制度を利用することで、年金額を増額させることや、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった人が受給資格を得られる場合があります。

この制度は、平成27年9月30日で終了となりますので、納付申出をお考えの人はお早めにお手続きください。

▶納付できる期間は、納付しようとする月前10年以内の未納期間です。

▶過去3年度の以前の後納保険料については、当時の保険料額+加算額を納付します。

▶一度免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。ただし、後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1か月分の保険料となります。

▶全額免除、一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は、後納制度ではなく、追納制度を利用することになります。

▶後納制度の納付申出の手続きは、年金事務所が窓口となります。



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出をお忘れなく

問い合わせ▶福祉課子育て支援係☎2・1219

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。現況届は、平成27年度(平成27年8月から平成28年7月まで)の受給資格を調査するもので、提出されない場合には、8月分以降の手当の支給が停止になります。

### ●児童扶養手当の現況届

現在、母子父子家庭等で児童扶養手当を受けている人には、郵送にて個別に通知しています。必要な書類等がありますので、ご確認の上提出期限内に手続きをお願いします。

▶提出期限 8月3日(月)から8月21日(金)まで

▶提出窓口 役場福祉課(9番窓口)

児童扶養手当は、離婚等で父または母と生活を共にできない児童を養育している人、父または母に重度の障害がある人に支給されます(父または母の死亡等により遺族年金等の公的年金を受給できる場合は、支給されないことがあります)。手当の支給は請求のあった月の翌月からとなりますが、所得により一部の支給が停止となる場合や支給されない場合があります。詳細はお問い合わせください。

### ●特別児童扶養手当の現況届(所得状況届)

現在、特別児童扶養手当を受けている人には、8月7日(金)前後に個別に郵送にて通知する予定です。必要な書類等がありますので、ご確認の上提出期限内に手続きをお願いします。

▶提出期間 8月10日(月)から8月28日(金)まで

▶提出窓口 役場福祉課(9番窓口)

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体または精神に重度もしくは中度障害のある児童を養育している人に支給されます。手当の支給は請求のあった月の翌月からとなりますが、所得により支給が停止となる場合があります。詳細はお問い合わせください。





## お盆期間中のごみ収集、し尿処理等について

問い合わせ▶生活環境課生活環境係 ☎2・1946

### ●ごみ収集のお休み・収集日の変更について

| 種 類     | 収集地域 | 変更内容                      |
|---------|------|---------------------------|
| 固形燃料用ごみ | 町内全域 | 8月13日(木)・14日(金)は収集を行いません。 |

▶刈草および剪定枝等は、自主持ち込みができるようになりました。

※来竹桃(キョウチクトウ)など受け入れできない種類の植物がありますので、事前に連絡してから持ち込むようにしてください。

|                  |                     |            |
|------------------|---------------------|------------|
| 持ち込み場所           | エー・アール・シー株式会社       |            |
|                  | 住所：小竹町御徳135-43      |            |
|                  | TEL：09496-2-2024    |            |
|                  | フリーダイヤル☎0120-663032 |            |
| 料金表（別途消費税がかかります） |                     |            |
| 刈草<br>（重さに関係なく）  | 軽トラック               | 3,900円／台   |
|                  | 2トン車                | 4,800円／台   |
| 木くず              | （枝・幹類）              | 9,600円／トン  |
|                  | （伐根）                | 13,400円／トン |
| 竹くず              | （幹類）                | 15,300円／トン |
|                  | （伐根）                | 18,000円／トン |

### ●し尿くみ取り日の変更について

| 対象地域 | 変更内容                                                                               |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 町内全域 | 8月13日(木)から8月16日(日)まで、くみ取りは行いません。このため、地区によっては、くみ取り日が2～3日前後することがあります。ご理解とご協力をお願いします。 |

▶臨時のくみ取りについては、8月7日(金)までに、(株)エーアンドシー(☎2・1197)へ直接お申し込みください。

### ●精霊流しについて

|      |                     |
|------|---------------------|
| 指定場所 | 小竹町役場前 遠賀川河川敷駐車場    |
| 日 時  | 8月15日(土) 17時から22時まで |

▶初盆等の精霊船や供え物を河川等に流すと、景観を損なうとともに停滞した供え物が腐敗し、環境を汚染するばかりではなく、下流域の住民に多大な迷惑をかけることとなりますので、河川等には流さずに町が指定する場所で行ってください。

▶精霊船や供え物は、その場に置かずにできるだけお持ち帰りいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



### ●犬や猫を飼っている皆さんへ

▶不用犬の引き取りについて、8月11日(火)から8月16日(日)までは、不用犬の引き取りはいたしません。

▶ペットのふんについて、役場に多くの苦情が寄せられています。ペット飼い主の皆さんは、ペットに十分な運動を与えることや清潔さを保ってあげることがもちろんですが、動物の習性を良く知り、隣近所に迷惑がかからないように心がけて飼ってください。また、ペットの散歩に行く時は、ふんの後始末ができるもの(ビニール袋等)を持参し、責任を持って処理してください。

▶犬の放し飼いはやめましょう。

▶飼っている犬がいなくなった時は、すぐに嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(☎0948・21・4973)に連絡してください。



## 今月の納税

一税金は納期限までに納めましょうー

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216

## 集合税

一町県民税・固定資産税・国民健康保険税一

### 第3期納期限

8月31日(月)

【口座振替日 8月25日(火)】





## 国民健康保険からのお知らせ

～高額な医療を受ける前に…限度額認定証はお持ちですか？～

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

入院等で自己負担額が高額になる医療を受ける予定があるときは、事前に健康増進課保険年金係の窓口(⑧番)で「限度額認定証」の交付申請を行いましょう。限度額認定証を医療機関に提示すれば窓口の負担が自己負担限度額までとなります。

| 70歳未満の被保険者                                                                                                                       | 70歳以上の被保険者                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1か月(同じ月内)の医療費が高額になった時は、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が後から支給(高額療養費の支給)されますが、あらかじめ限度額認定証の交付申請を行い、認定証を医療機関の窓口提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。 | 70歳から74歳までの被保険者は「高齢受給者証」を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。<br>※非課税世帯を除く。 |

※70歳から74歳までの被保険者で、町民税非課税世帯の人

あらかじめ限度額認定証の交付申請を行い、「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅰ・区分Ⅱ)」を医療機関に提示すると、窓

口での支払いがさらに軽減されます。

●限度額認定証を使い、自己負担限度額までの支払いをした場合でも世帯合算により、高額療養費の支給が受けられる場合がありますので、詳しくは健康増進課保険年金係(☎2・1224)に問い合わせください。

### ■申請に必要なもの

①「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請する場合

・対象者の国民健康保険被保険者証  
・印かん

②「標準負担額減額認定証」の長期認定を申請する場合

・対象者の国民健康保険被保険者証  
・現在お使いの認定証(すでに認定証の交付を受けている人)  
・90日を超える入院日数を証明するもの(領収書、入院日数証明書など)  
・印かん

### ※ご注意ください

世帯内に転入者や未申告者がいるため、課税状況がわからず世帯区分が判定できない人と国民健康保険税の滞納がある人については、申請しても「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が

できない場合があります。詳しくは保険年金係まで問い合わせください。

**国民健康保険への加入の手続きは14日以内に**

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

退職により職場で加入していた健康保険をやめたときや職場の健康保険の被扶養者から外れたときは、事業所が発行する資格喪失証明書を持参の上、14日以内に保険年金係窓口(⑧番)で加入の手続きを行ってください。

**職場の健康保険に加入したときは喪失の手続きを忘れずに**

国民健康保険に加入している人が就職等により職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入したときは、国民健康保険の喪失手続きが必要です。新しくできた被保険者証を持参の上、保険年金係窓口(⑧番)で喪失の手続きを行ってください。

町長など特別職・町議会議員の平成26年資産報告の閲覧ができます。

【閲覧場所】小竹町役場総務課庶務係

【閲覧時間】8時30分から17時15分まで

(※ただし、土曜日、日曜日、国民の休日および12月29日から1月3日までを除く。)



## 平成26年 資産報告の閲覧について

問い合わせ▶総務課庶務係 ☎2・1212

## 読書ボランティア交流会 参加者募集！

初歩的な絵本の読み聞かせや、子どもの読書活動に関わる人たちのネットワークを広げる交流会を実施します。

本に興味のある人やボランティア経験のない人など、どなたでも参加できます。

- 日 時 9月7日(月)10時30分から12時30分まで
- 場 所 小竹町中央公民館
- 講 師 子どもの絵本専門店「エルマー」  
前園 敦子さん
- 申込先 小竹町中央公民館 ☎2・0452



## 育てて、発見！「トマト」

真木文絵／文 石倉ヒロユキ／写真・絵  
福音館書店



みんなはトマト好きかな？最近は、トマトを使ったお料理もいっぱいあるね。大きいトマト。小さいトマト。形や色、味もさまざま。ぐんぐん育つトマトの「ひみつ」を探ってみよう。

## ジャガーとのやくそく

アラン・ラビノヴィッツ／作 カティア・チエン／画  
あかね書房

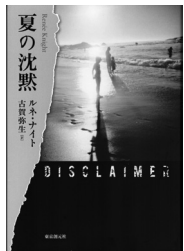


ほかの子たちみたいに、うまくしゃべれるようになりたいと動物たちに話しかける。動物たちにはぼくのきもちがちゃんと伝わっている。でも、動物はことばを話せないから、人間は、動物たちのきもちがわからずに、いじめたり、ころしたりするんだ。

「吃音の少年の孤独、努力と勇気、そして動物たちとの絆がえがかれた感動のノンフィクション・ストーリー」(帯より)

## 夏の沈黙

ルネ・ナイト／著 古賀弥生／訳  
東京創元社



テレビドキュメンタリー制作者のキャサリン。49歳の彼女は順風満帆の生活を送っていた。手がけたドキュメンタリー番組が賞を獲得、夫は優しく、出来がいいとはいえない息子も就職して独立している。だが、引っ越し先で手にした見覚えのない本を開いた瞬間、彼女の人生は暗転した。そこに登場するのは自分自身だ。しかもその本は、20年にわたって隠してきた、あの夏の秘密を暴こうとしている。

## 山月庵茶会記

葉室 麟／著  
講談社



茶を点てる心は、相手に生きて欲しいと願う心――。

かつて政戦に敗れ、黒島藩を出た柏木頼負が、千利休の流れを汲む高名な茶人となって国に帰ってきた。孤狼の心を胸に秘めた男は、家督を養子に譲り、山裾の庵に隠遁する。今日も山月庵に客を招く。抗争の最中に喪った、妻の死の真実を知るために。(帯より)

子どもたちに絵本の楽しさを伝えています

みて！きいて！  
おたのしみおはなし会



日 時 ▶ 12月12日(土)  
11:00～12:00

場 所 ▶ 小竹町中央公民館

内 容 ▶ クリスマスバージョン

お楽しみに！

## ★大人のおはなし会★

～子どもの頃のあなたへ… 大人になったあなたへ…～

- 日 時 9月10日(木)11時から12時まで
- 場 所 小竹町中央公民館
- 語 り アイ・テール 武井 智子さん



開 館 時 間 ▶ 8:30～17:15

問い合わせ ▶ 中央公民館 ☎2・0452



## 今月の健康行事

▶小竹町立病院で火曜日に各種予防接種を実施しています。都合により実施していない場合もありますので、詳しくは小竹町立病院へお問い合わせください。

※要予約・・・小竹町立病院 ☎2・0282

▶内容によっては事前に予約が必要なものや対象者が限られる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。

▶ウォーキング教室は、上靴、水筒、タオルを持参してください。

▶転倒予防教室には、バスでの送迎をいたしますので、送迎を希望されるかたは事前に申し込みをしてください。

▶腎臓病予防料理教室は、材料の都合上事前の予約が必要になります。

▶医師の都合により、健康づくりカレンダー【9月8日乳児健診】の受付時間が変更になっています。

### 【9月8日(火) 乳児健診】

(変更前) 13時15分から13時45分まで

→(変更後) 9時15分から9時45分まで

予約・問い合わせ・・・保健センター ☎2・1864

## 8月

- 18日(火) : 3歳児健診  
13時15分～13時45分  
保健センター
- 19日(水) : ウォーキング教室  
10時～10時30分  
町民体育館
- 20日(木) : 医師による心臓病予防教室  
13時～13時30分  
保健センター
- 21日(金) : 腎臓病予防料理教室  
10時～12時  
保健センター
- 28日(金) : ウォーキング教室  
10時～10時30分  
町民体育館
- 31日(月) : 転倒予防教室  
13時～13時30分  
中央公民館



## 9月

- 2日(水) : 転倒予防教室  
13時～13時30分  
中央公民館
- 3日(木) : 腎臓病予防料理教室  
10時～12時  
保健センター
- 8日(火) : 乳児健診  
9時15分～9時45分  
保健センター
- 9日(水) : ウォーキング教室  
10時～10時30分  
町民体育館
- 15日(火) : 1歳6か月児健診  
13時15分～13時45分  
保健センター

8月は夜も気温が高く、睡眠不足に陥りやすい時期です。夜の睡眠不足は日中に影響し、日中の活動が鈍くなります。個人的にちょうど良い睡眠時間は、「すっきり目覚め、起きているとき眠気を感じず、活発に活動できる」ことが目安です。



良い睡眠  
をとりました

### ☆良い睡眠をとるためのポイント

#### ①睡眠環境を整えよう

寝室は快適な温度・湿度にし、音はできるだけ遮断しましょう。

寝るときは不安でない程度に暗くして寝ましょう。外の光で目が覚めてしまう人は遮光カーテンにし、目覚めが悪い人はカーテンを開き気味にして寝ましょう。

衣類は締め付けのないものにし、寝具は通気性の良いものにしましょう。

#### ②眠気を誘いましょう

夕方以降の居眠りは避けましょう。

軽い運動をするなど、適度な疲労も必要です。

入浴は寝る2時間前までにぬるめのお湯につかりましょう。

寝る前1時間はゆったり過ごし、パソコンや携帯の青色の光は避けましょう。床に入ってガラガラするより眠くなるまで待ってから床に入りましょう。長時間寝床にしていると眠りの質が低下するので、寝床は睡眠専用の場所にしましょう。寝床では悩み事を考えないようにしましょう。寝る前にカフェインを含むコーヒーや紅茶などの飲み物は避けましょう。

#### ③朝の光を浴びて体内時計を調節しましょう

いつもと同じ時間に起きて眠りのリズムを整えましょう。毎朝同じ時間に起きて朝日を浴びましょう。体の目覚めのために、朝食はしっかりとしましょう。

#### ④眠れない日が続いたら

寝酒に頼ったり、いつまでも寝不足のまま過ごしたりするより、専門医に相談しましょう。きちんと処方された睡眠薬は、正しく使えば怖くありません。

#### ⑤寝だめはできません

前日にたくさん寝たからといって、今夜の睡眠時間が短ければ次の日の昼間に眠気がきます。

#### ⑥休日の睡眠のとりかたについて

休日の夜更かし・朝寝は体内時計を狂わせるもとです。休日明けの睡眠サイクルに悪影響を与えます。休日に睡眠不足を解消したい場合でも、いつもより2時間以上長く床にいるのは禁物です。休日でも朝の光を浴びて1日のリズムを狂わせないようにしましょう。

#### ⑦飲酒したら、床につくまでに酔いを覚まししょう

アルコールには利尿作用や眠りを浅くする作用があります。熟睡するには眠るまでに酔いを覚まししょう。

## 相談

### 小竹町社会福祉協議会 無料法律相談

【日時】8月7日(金)、8時30分から13時まで受付、13時開始  
【場所】小竹町総合福祉センター  
【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会 ☎2・2028

### 補聴器交付(修理) 巡回相談

【日時】8月20日(木)10時から11時まで  
【場所】小竹町総合福祉センター図書室  
【持参するもの】身体障害者手帳、印かん、補聴器  
●交付(修理)を受けた場合は、世帯の負担能力に応じて費用が必ずです。

【問い合わせ】福祉課 一般福祉係 ☎2・1219

### 行政相談を 受け付けます

【日時】8月25日(火)10時から12時まで  
【場所】役場1階ロビー

### ●相談無料・秘密厳守

【問い合わせ】まちづくり政策課 まちづくり推進係 ☎2・1214

### くらしごと・家計

### 困りごと相談室(出張相談会)

【日時】8月21日(金)10時から16時まで  
【場所】地域包括支援センター(小竹町総合福祉センター横)研修室

【対象】町内在住の人

### ●相談無料・秘密厳守

【問い合わせ】福岡県自立相談支援事務所 ☎093・203・1630

### 家族のための

### 心の相談電話

精神障害のある家族を、家族だけで抱えていますか? 同じように悩み、いろいろなことを経験してきた家族が電話相談に応じます。

【対象】心の病(統合失調症、うつ病、発達障害など)をもつ人のご家族

### ●北九州・筑豊地区

☎080・4279・2970

(毎週金曜日13時から16時まで)

### ●秘密厳守・地域の福祉情報提供

【問い合わせ】福岡県精神障害者福祉会連合会 ☎092・292・00560

## 募集

平成27年度

### 自衛官採用試験

【受験資格】▼一般曹候補生、自衛官候補生(3・4月男女)：18歳以上27歳未満の人▼航空学生(男女)：高卒(見込含む)21歳未満の人

【受付期間】8月1日(土)から9月8日(火)まで

【試験期日】▼一般曹候補生、自衛官候補生(男)：9月19日(土)▼自衛官候補生(女)：9月27日(日)・28日(月)▼航空学生(男女)：9月23日(水)

【問い合わせ】自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所 ☎0948・22・4847

### 直方・鞍手広域市町村圏事務組合 消防吏員採用試験

### 【受験資格】

一、平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人  
二、消防吏員として任務遂行に支障の無い身体を有する人

【試験日】10月18日(日)

【受験申込受付期間】8月10日(月)から9月11日(金)まで(8時30分から17時15分まで)

※土日は受付できません。

▼郵送の場合：8月10日(月)から9月4日(金)まで消印有効

【問い合わせ】直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部総務課 ☎0949・32・1136

平成27年度

### 福岡県下水道排水設備

### 工事責任技術者更新講習

【日程】飯塚会場▼11月19日(木)

【申込期間】8月17日(月)から8月28日(金)まで

【講習会場】飯塚会場▼県立飯塚研究開発センター

【申し込み・問い合わせ】上下水道課下水道事務係 ☎2・1945

## お知らせ

### アフリカに毛布を送る 運動のお礼

今年も皆さまのご協力をいただきまして、五百枚の毛布を送らせていただきました。誠にありがとうございました。来年もどうぞよろしく願います。

【問い合わせ】明るい社会づくり運動推進協議会(谷口) ☎2・7055

毎週木曜日は  
窓口業務を午後7時まで  
延長しています

- ▷ 祝日は除きます
- ▷ 業務内容によっては、当日処理できない場合があります



のおがた警察署 街頭犯罪だより

### ■管内街頭犯罪発生状況

|       | 6月中 |  | 平成27年累計 |      |
|-------|-----|--|---------|------|
|       | 件数  |  | 件数      | 前年比  |
| 車上ねらい | 5件  |  | 63件     | -4件  |
| 自転車盗  | 13件 |  | 66件     | ±0件  |
| 空き巣   | 4件  |  | 26件     | -15件 |

### 二セ電話詐欺 急増中!

電話でお金はすべて詐欺!  
すぐに相談・110番!

●普段から家族と連絡をとりあって突然の電話にだまされないようにしましょう。●地域のお年寄りに気を配り、社会全体で二セ電話詐欺被害を防止しましょう。

直方警察署 ☎0949-22-0110



## 遠賀川が泣いています！ 河川へのゴミの不法投棄 防止にご協力ください

遠賀川流域市町村、県および遠賀川河川事務所は、遠賀川流域の良好な河川環境を保持するために、地域の皆さまや河川愛護団体等のご協力を得て、日頃から河川の清掃活動によるゴミの削減や、警察等と連携した監視カメラによる不法投棄の監視等を行っています。しかし、遠賀川下流域の河川に捨てられるゴミは依然として多く、これらのゴミが洪水時にいっせいに下流に流れ下って、河川や海の環境および水質を悪化させ、場合によっては流域を水害から守る水門や堰、排水機場等

の操作に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

遠賀川流域の河川は地域の憩いの場であり、その水は古くから地域の産業や皆さまの飲料水等にも利用される流域の貴重な財産です。このお知らせの趣旨をご理解いただき、遠賀川流域の良好な河川環境を保持するため、ゴミの不法投棄防止にご協力をお願いします。

【問い合わせ】遠賀川河川事務所 ☎ 09492・2・1830

## 夏季休暇にプラスα！

多くの企業では夏季休暇が設定されています。会社の休暇に有給休暇を加えて、大人も夏休みを充実させてはいかがでしょうか。年次

有給休暇についてあらかじめ労使協定で取得日を特定しておく計画的付与制度や、個人会社の休みに有給休暇を足して連続休暇とする『プラス1』休暇を活用する方法があります。

【問い合わせ】福岡労働局監督課 ☎ 092・411・4862

## 個人事業税を忘れずに納めましょう

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税の納税は、住みよい街づくり、郷土づくりを進めるため、重要なものです。

【納期限】8月31日(月)

●個人事業税の納税は、便利で安全な「口座振込」をご利用ください。(振替開始は、申出日の翌々月からです。)

【問い合わせ】飯塚・直方県税事務所 事業税係 ☎ 0948・21・4903

## 8月25日から31日までは 飲酒運転撲滅週間です。

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取り消し」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。自分自身はもちろん、周りの人が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけましょう。「飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

【問い合わせ】福岡県 ☎ 092・651・1111

## 愛のともしば

小竹町社会福祉協議会へ

■ 香典返し

故 海野美津夫 様(本町区)

遺族 海野 一実 様

## 国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。

## 「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

●日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認されたかたへの新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。

●日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。

●日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

## Q&A

Q. 今回の不正アクセスにより、私の年金そのものがなくなったり、減ってしまうことはないのですか？

A. 今回の不正アクセスにより、皆さまの年金そのものがなくなったり減ったりすることはありません。

Q. 流出した情報を使い、他人がなりすますことで、私の年金が横取りされることはないのですか？

A. 横取りにより、皆さまに年金が支払われなくなることは、ありません。年金は、ご本人に確実に支払います。

Q. 年金の支払いに滞りはでませんか？

A. 年金の支払いが滞ることは、ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは？など、ご心配のかたは、下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口(通話料はかかりません)

☎0120・818211

受付時間▶8時30分から21時まで(平日および土日)

| population<br>人の動き |         | 6 月末現在   |         |
|--------------------|---------|----------|---------|
| ■ 人 口              |         | 8,157 人  |         |
| 男性                 | 3,852 人 | 女性       | 4,305 人 |
| 出生                 | 3 人     | 死亡       | 9 人     |
| 転入                 | 49 人    | 転出       | 25 人    |
| ■ 世帯数              |         | 3,949 世帯 |         |

garbage of refuse-derived fuel  
**ごみの量** 6 月末現在

**180,930 kg** (前月比 + 13,600 kg)

**ごみの減量と資源回収にご協力をお願いします**

資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体の皆さんが役場前で回収(月 1 回)しています。

**▶回収日 8月16日(日)9時から12時まで**

| a traffic accident<br>交通事故の発生件数 |           |            | 6 月末現在・( )は前年同月比 |  |
|---------------------------------|-----------|------------|------------------|--|
|                                 | 6 月中      | 6 月末累計     |                  |  |
| 発生件数                            | 4 件 (+ 1) | 16 件 (- 3) |                  |  |
| 死者数                             | 0 人 (± 0) | 0 人 (± 0)  |                  |  |
| 傷者数                             | 8 人 (+ 2) | 23 人 (- 4) |                  |  |



## ●おめでとうございます

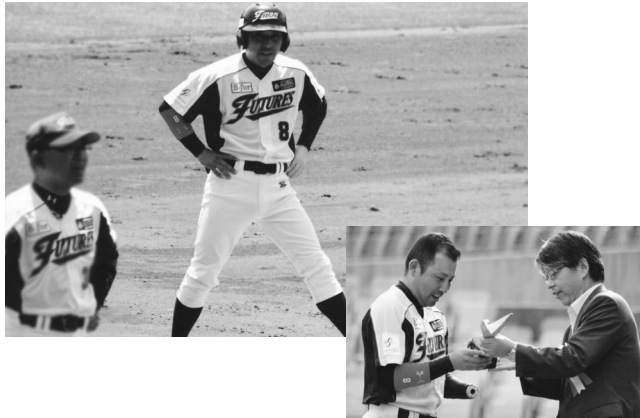
人権擁護委員の西田義雄さんが、全国人権擁護委員連合会長表彰を受賞し、7月6日に町長に受賞報告をしました。

西田さんは、平成10年から人権擁護委員として、毎年小学校で行っている人権の花運動(法務局主催)などさまざまな人権啓発活動に積極的に取り組んでおられます。受賞にあたり西田さんは、「人権擁護委員として当然の任務をしたまです。とてもありがたいです。」と謙虚に話していました。



## ●全国の舞台で活躍！

役場上下水道課の宮地雅之さんが所属する障害者野球チーム「北九州フューチャーズ」が、5月に神戸市で行われた全国身体障害者野球大会で優勝し、宮地さんがMVPに選ばれました。6月末にはチームのメンバーとともに北九州市長へ表敬訪問しました。毎年5月に行われるこの大会で北九州フューチャーズは4回目・2年連続の優勝となりました。宮地さんは「自分たちが活躍することで、障害者スポーツを広めていきたいし、知ってもらえるようにさらに努力していきたい」と話しました。



## ●少林拳福岡大会に出場

6月7日、筑前町で少林拳福岡大会が開催されました。みんな一生懸命頑張りました。結果は次のとおりです。

|                |     |        |
|----------------|-----|--------|
| ▷演武試合【小学生女子の部】 | 優勝  | 大井 陽菜  |
| 【一般女子の部】       | 準優勝 | 伊藤 まお  |
| 【小中学生の部】 器械の部  | 3位  | 伊藤 魁聖  |
| 高山 小林拳の部       | 4位  | 高島 呼良  |
| 長拳の部           | 4位  | 大井 孔竜  |
| ▷乱取試合(小学1年の部)  | 優勝  | 岩本 成太郎 |
| (小学2年の部)       | 優勝  | 河島 一豊  |
| (小学5年の部)       | 準優勝 | 岩本 英一郎 |
| (小学6年の部)       | 準優勝 | 伊藤 魁聖  |
| (中学高学年の部)      | 3位  | 大井 陽菜  |
| (一般の部)         | 3位  | 高島 呼良  |
|                | 優勝  | 森 崇人   |



記事と写真の提供▶少林拳小竹道場 指導者 大井 仁さん  
※拳士を募集しています。(体験入学可) 練習場所▶小竹町児童体育館  
練習日▶毎週水・金曜日18時30分から20時まで(祭日は休み)



## 子育て講演会のお知らせ

問い合わせ▶子育て支援センター「たけのこ」☎2・0187

ご自身が経験された子育ての不安や悩みを軽快な筑豊弁と博多弁で話され、何度聞いても笑いと安堵感が心が満たされます。ぜひご参加ください！

- 日時 9月30日(水)10時から約1時間
- 場所 小竹こども園(小竹町勝野2746-1)  
子育て支援センター(りんごルーム内)
- 演題 「子育てを楽しむこと、そして自分自身を生きること」
- 講師 大野城市まどかぴあ館長・フリーアナウンサー  
林田スマ氏